

初めて「指定難病医療費助成制度」を申請される方へ

(令和8年7月1日～令和9年6月30日の申請に限る)

1 指定難病医療費助成制度とは

令和8年6月作成

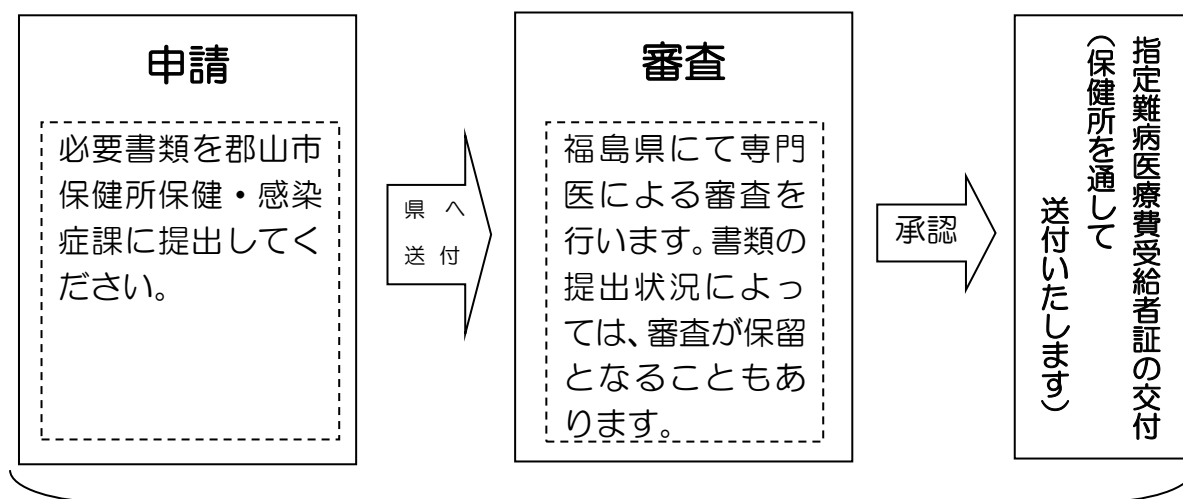
この制度は、いわゆる難病のうち、原因不明で治療方法が確立しておらず、生活面へ長期にわたり支障のある指定難病について、原因の究明、治療方法等の研究を行うとともに、指定難病患者の医療費軽減をはかるため、福島県が支給認定している制度です。

【医療費助成対象疾病（指定難病）348疾患】

対象者は次の（１）～（３）の要件を満たす方

- （１）指定難病にかかっていると認められ、次の①又は②のいずれかに該当する方
 - ①病状の程度が厚生労働大臣が定める程度（個々の指定難病の特性に応じ、日常生活又は社会生活に支障があると医学的に判断される程度）である方
 - ②①の基準を満たしていないが、申請日が属する月以前の１２か月以内に指定難病の治療に係る医療費総額が３３，３３０円を超える月が３回以上ある方〔軽症高額基準該当者〕
- （２）郡山市に住民票のある方
（指定難病の患者が１８歳未満の場合は、患者の保護者が郡山市内に住民票のある方）
- （３）国民健康保険や組合健康保険など、公的医療保険に加入している方又は生活保護受給者

2 指定難病医療費助成制度申請から承認までの流れ



申請から受給者証交付まで４～５か月程度かかります。

- ※ 主治医とよく相談した上で申請手続きをしてください。
- ※ 審査の結果、「不承認」となることがあります。不承認となった場合は、不承認通知を送付いたします。
- ※ 有効期間開始日は診断年月日まで遡れる場合があります。
(特別な場合を除いて、申請日から最大１か月)

3 指定難病医療費助成制度の申請が承認されると？

指定難病医療費助成制度の申請が承認されると受給者証が交付されます。これにより、医療機関で診療を受けた際に、受給者証に記載された疾患の治療について公費負担の適用がなされ、患者さんの医療費負担は（表１）の自己負担限度額内となります。

医療機関において診療を受ける場合は、医療保険証等に添えて、「指定難病医療費受給者証」を必ず窓口へ提出してください。

なお、受給者証がお手元に届くまでに医療機関で支払った医療費は、有効期間の開始日に遡って受給者証の自己負担限度額が適用され、「特定医療療養費請求書（他添付必要書類あり）」を提出することによって返還されます。医療機関の発行する領収書の写しの添付が必要になりますので、領収書は大切に保管してください。高額療養費制度が該当になる方は、所定の窓口で高額療養費の手続きをされ、決定通知書が届いてからの申請になります。

☆月額自己負担限度額☆

患者様の自己負担限度額については、患者様と同じ医療保険に加入する「世帯」の所得に応じて決定します。

表１【自己負担限度額】

（単位：円）

階 区 分	階層区分の基準		患者負担割合：2割		
			自己負担限度額（外来＋入院＋薬代）		
			一般	※高額かつ 長期	人工呼吸器等 装着者
生活保護	生活保護受給者		0	0	0
低所得Ⅰ	市民税 非課税 （世帯）	患者本人年収 ～82万6,500円以下	2,500	2,500	1,000 ※臨床調査個人票 の中に人工呼吸器 等装着者であるこ との記載があり、 認定基準を満たし ている場合にはこ ちらの金額が適用 されます。
低所得Ⅱ		患者本人年収 82万6,500円超	5,000	5,000	
一般所得Ⅰ	市民税 課税以上7.1万円未満		10,000	5,000	
一般所得Ⅱ	市民税 7.1万円以上25.1万円未満		20,000	10,000	
上位所得	市民税 25.1万円以上		30,000	20,000	
入院時の食費			全額自己負担		

※「高額かつ長期」とは指定難病にかかる月ごとの医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある方が対象になります。

※ 医療保険世帯の患者が複数となっても世帯の負担が増えないように、同一医療保険世帯内に指定難病医療費助成を受けている方または小児慢性特定疾病の医療費助成を受けている方は法律上の計算方法の元、自己負担限度額が軽減されます。

（本人が小児慢性特定疾病医療費助成を受けている場合も含む）

4 申請に必要な書類等

必 要 書 類		全 員	該 当 者 の み
A	指定難病医療費支給認定申請書 …本人又は家族等が記入	○	
B	世帯全員の住民票 【続柄、マイナンバーが記載されているもの※1（発行から3か月以内）】 郡山市役所 市民課、他※9で交付しています	○	
C	令和8年度（令和7年分）市民税県民税所得額課税額証明書 ※源泉徴収票、確定申告書、税務署の発行する納税証明書では申請できません。 郡山市役所 資産税課、市民課、他※9で交付しています	○ ※4	
D	医療保険の資格確認書類（資格情報のお知らせ等）※2 <u>（マイナンバーカードのみの持参ではお手続きできません）</u>	○ ※5	
E	臨床調査個人票（各疾患別の様式） …難病指定医が記入※記載から6か月以内 ※かかりつけの医師が難病指定医に指定されているかについては、福島県のホームページをご覧ください。	○	
F	同一医療保険世帯内に指定難病医療費助成を受けている方または 小児慢性特定疾病の医療費助成を受けている方の受給者証の写し （本人が小児慢性特定疾病医療費助成を受けている場合も含む）		○ ※6
G	申請者の障害年金、遺族年金などの収入を証明する書類		○ ※7
H	生活保護受給証明書または生活保護決定通知書		○ ※8
I	同意書 …医療保険が国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の方で、市町村 民税が非課税世帯の方（階層区分が低所得Ⅰ、Ⅱの方）は、提出してくだ さい。本人又は家族等※3が記入		○

※1 マイナンバーの記載のない住民票を提出する場合は、別にマイナンバー証明書類（マイナンバーカード、マイナンバー通知カード等）が必要になります。

※2 保険者から交付される「資格情報のお知らせ」か「資格確認書」、またはマイナポータルからダウンロードした「医療保険の資格情報」のいずれかのコピーを提出してください。

※3 本人以外の申請の場合は本人の押印が必要です。本人の印鑑をお持ちください。

※4 加入されている保険証の種別によって、提出していただく所得額課税額証明書の対象者が変わります。
（表2参照）

※5 加入されている保険証の種別によって、提出していただく保険証等の対象者が変わります。（表2参照）

※6 保険証の同一世帯内に該当者がいる場合は受給者証の写しを提出してください。

※7 市民税が非課税世帯である場合は、本人（18歳未満は両親）の収入合計金額を証明する書類（遺族年金、障害年金、特別児童扶養手当等の年金証書や振込通知書・改定通知書の写し）を提出してください。

※8 生活保護を受給している方は提出してください。境界層該当者（患者さんの自己負担上限額を軽減すれば生活保護を必要としない状態となる方）は、福祉事務所で発行される境界層該当者であることを証明する書類が必要です。

※9 交付窓口…各行政センター及び各連絡所、市民サービスセンター、緑ヶ丘市民サービスセンター、
コンビニ等備え付けのマルチコピー機（利用者証明用電子証明書を搭載しているマイナンバーカードが必要）

表2 ☆医療保険の資格確認書類及び所得額課税額証明書の提出対象者☆

提出書類 保険種別		提出書類の対象者	
		医療保険の資格確認書類 (資格情報のお知らせ等)	市民税所得額課税額証明書
国民健康保険（郡山市国保、退職国保、各種国民健康保険組合 等）		同じ国保に加入している方 全員分	同じ国保に加入している方 全員分 （中学生以下は不要）
後期高齢者医療制度		同じ住民票上で、後期高齢に加入している方 全員分	同じ住民票上で、後期高齢に加入している方 全員分
被用者保険(社会保険) ・全国健康保険協会 ・健康保険組合 ・共済組合 等	患者様が被保険者本人	患者様本人分	患者様本人分
	患者様が家族（被扶養者）	患者様本人分 ※患者本人の保険証に被保険者名の記載がない場合、被保険者分も必要です。	被保険者分 *被保険者が非課税の場合は被保険者及び患者様本人分

5 医療費助成の内容

対象疾患の病態の一部とみなされる疾病又は状態に対する医療処置や対象疾患が誘因となることが明らかな疾病又は状態に対する医療処置も含まれます。（診療、調剤、検査、その治療に伴う看護など）

※原則として指定医療機関以外の医療機関で受診した場合には助成を受けられません。

6 申請内容の追加・変更について

承認後、氏名、住所、加入医療保険（後期高齢者医療制度も含む）の変更があった場合には、届出が必要となります。手続き方法については、保健所にご確認ください。※自己負担上限額（所得区分・人工呼吸器装着・軽症高額該当・高額かつ長期）や指定難病の名称の変更があった場合は、保健所の窓口で変更申請を行ってください。また、加入医療保険の変更により自己負担上限額が変わる場合があります。

7 指定難病医療費受給者証の更新について

受給者証の有効期限終了後も引き続き、指定難病医療費受給者証による医療費助成を希望する場合は、有効期限終了前に更新手続きが必要となります。対象者には福島県庁障がい福祉課より更新通知を送付いたします。

8 特定疾患患者福祉手当について

指定難病の対象者は月額4,000円の特定疾患患者福祉手当（所得制限あり）の申請をすることができます。指定難病医療費受給者証の申請後、指定難病医療費支給認定申請書の両面コピー（申請の際、保健所の窓口でお渡しします。）と本人名義の通帳、印鑑を持って、郡山市役所 障がい福祉課（市役所1階：024-924-2381）で申請してください。

<お問合せ先> 郡山市保健所 保健・感染症課 精神・難病係

住所 〒963-8024 郡山市朝日二丁目15番1号

電話 024-924-2163 FAX 024-934-2960

